令和４年度西粟倉村地域おこし協力隊研修委託業務 プロポーザル公募要領

１　目的

　この要領は、西粟倉村地域おこし協力隊研修委託業務のため、公募型プロポーザル方式により西粟倉村に応じた提案を求め、その提案内容及び能力を総合的に比較検討して、最も的確と判断される事業者を選定するための手続について定めるものである。

２　事業の名称

　令和４年度西粟倉村地域おこし協力隊研修委託業務

３　事業者選定方法

　公募型プロポーザル方式

４　主催・連絡先等

（１）主催

　　西粟倉村

（２）連絡先、提出先及び問合せ先

　　ア　名称　　　　西粟倉村役場　地方創生推進室

　　イ　所在地　　　〒７０７－０５０３

　　　　　　　　　　岡山県英田郡西粟倉村大字影石３３番地１

　　ウ　電話　　　　０８６８－７９－２２２１

　　エ　ＦＡＸ　　　０８６８－７９－２１２５

　　オ　電子メール　[n-suishin@vill.nishiawakura.lg.jp](mailto:n-suishin@vill.nishiawakura.lg.jp)

５　委託業務の概要

（１）業務内容　別紙仕様書のとおり

（２）業務場所　西粟倉村役場　他村内の指定する場所

（３）履行期間　契約締結の日から令和５年３月３１日まで

（４）事業規模

　　　４，０００，０００円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内とする。

６　参加表明書等の提出

　本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

（１）提出様式

　　ア　参加表明書（様式１）

　　イ　事業者概要（様式２）

　　ウ　業務実績書（様式３）

（２）提出期限　令和４年４月６日（水）午後５時１５分

（３）提出場所　４（２）の提出先

（４）提出部数　各１部

（５）提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）または郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

７　企画提案書等の作成

　企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

（１）企画提案書に必要な書類

　　　企画提案に必要な書類は次のとおりとするが、アの企画提案書以外は、審査の公平を期するため、会社名等の表示及び提出者が特定できる表現はしないこと。

　　ア　企画提案書（様式４）

　　イ　企画提案（様式自由とする。ただし、Ａ４版で２０枚以内とし、用紙両面の使用も可とする。）

　　ウ　工程表（Ａ４版で自由様式とする。）

　　エ　体制図（Ａ４版で自由様式とする。）

　　オ　参考見積書（Ａ４版で自由様式とする。）

（２）不明な点がある場合の質問の提出及び回答

　　質問は電子メール（着信を確認すること。）によるものとする。

　　ア　提出様式　質問書（様式５）

　　イ　提出場所　西粟倉村地方創生推進室メールボックス

　　　　　　　　　（４（２）の電子メールアドレス）

　　ウ　提出期限　令和４年４月４日（月）午後５時１５分

　　エ　回答方法　提出された質問に対する回答は４月８日（金）までに、全ての参加者に対して電子メールにより行う。

８　企画提案書等の提出

1. 提出期限　令和４年４月１３日（水）
2. 提出場所　４（２）の提出先
3. 提出部数　５部（参考見積書は正本１部のみ押印し、残り４部は複写可）

（４）提出方法　持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

（５）提出物の制限

　　本プロポーザルへの参加に係る提案は、１事業者において１点に限る。

９　１次審査（書類審査）

提出された企画提案書等について、別表選定基準に基づき書類審査を行い、各評価項目の合計得点の高い３者を２次審査の対象とする。

（１）審査委員

　副村長、地方創生推進室参事、の計２名とする。

（２）企画提案書等の評価

　ア　評価基準　　別表のとおりとする。

　　イ　順位の決定　各委員の評価に基づく評価点数の合計を算出し、順位を決定する。この場合において、同点の企画提案があるときは、審査委員で協議し、その順位を決定する。

（３）選定結果の通知

令和４年４月１５日付けで、書面及びメールにより選定結果を通知する。なお、本選定結果に対する異議の申立ては受け付けない。また、選定結果に対する問合せについては一切応じない。

１０　２次審査（ヒアリング審査）

　別表選定基準に基づきヒアリング審査を行い、各評価項目の合計得点の高い者を、本業務の最も適切な企画提案者として選定する。

1. 日時等

ア　予定日　　　　令和４年４月２７日（水）

イ　時間及び場所　１次審査を通過した者に対して後日通知する。

ウ　説明者　　　　説明者は本村を指導する担当者２名以内とする。

エ　持ち時間　　　２０分程度

（企画提案書の説明(１０分以内)、質疑応答(１０分程度)）

オ　使用機器等　　プロジェクタ、スクリーン及びホワイトボードは西粟　倉村が用意する。その他の機器（パソコン等）が必要な場合は事前に地方創生推進室に相談し、提案者が準備すること。

※　新型コロナウイルスの対応状況により、オンライン実施の可能性有り

（２）審査委員

　西粟倉村議会議長、議員、副村長、地方創生推進室参事、の計４名とする。

（３）企画提案書等の評価

　ア　評価基準　　別表のとおりとする。

　　イ　順位の決定　各委員の評価に基づく評価点数の合計を算出し、順位を決定する。この場合において、同点の企画提案があるときは、審査委員で協議し、その順位を決定する。

（４）選定の条件

　　　評価点数の合計が満点の６割以上とする。条件を満たす企画提案がない場合は、選定せず再度公募する。

（５）選定結果の通知

　　令和４年４月２８日付けで、書面及びメールにより選定結果を通知する。なお、本選定結果に対する異議の申立ては受け付けない。また、選定結果に対する問合せについては一切応じない。

１１　契約の締結

　上記により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価点数の合計が満点の６割以上の者のうち上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

１２　参加資格等

　次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）参加表明書及び企画提案書の提出期限において西粟倉村から指名停止の措置を受けていないこと。

（３）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等ではないこと。

（４）暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等ではないこと。

（５）次の事項に該当しない者であること。

　　ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過していない者又は前６か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。

　イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により、更生手続開始の申立てをしている者

　ウ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者

１３　企画提案書等の無効

　次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とすることがある。

（１）提出期限を過ぎて提出された場合（提出者の責めに期することができない事由によるものであるときはその限りではない。）

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）審査の公平性を害する行為があった場合

（４）複数の提案を行った場合

（５）記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合

（６）参加表明書又は企画提案書に、本プロポーザルで提案を求める内容と著しくかけ離れた内容が記載されている場合

（７）ヒアリングの開始時刻に遅れた場合

１４　その他

1. 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
2. 提出された書類は返却しない。
3. 提出された書類は、提案者に無断で本件プロポーザル以外に使用しない。
4. 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
5. 参加表明書の提出後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出するものとする。
6. 提出された企画提案書等は、西粟倉村情報公開条例（平成１３年西粟倉村条例第２号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除いた部分が公開されることがある。
7. 提案者が１３の（２）から（６）までのいずれかに該当することが、契約後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。
8. 提案者が１者のみであっても、参加資格を有する事業者であればプロポーザルを実施する。